

松田町障害者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1及び別表2に掲げる用具とする。

2 給付の対象者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記載されている者で、別表1の「対象要件」欄に該当する障害者及び別表3に掲げる疾病である者のうち、別表2の「対象要件」欄に該当する者とする。

3 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）により、この要綱に定める用具と同等の性能、仕様等を有する福祉用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(用具の給付の実施)

第3条 用具の給付は、給付の対象者（これを現に扶養している者を含む。）から、日常生活用具給付申請書（第1号様式）、用具の納入を希望する業者が発行した見積書及びその他必要書類を提出させることにより行う。

(用具の給付)

第4条 町長は、前条に規定する申請書による給付の申請を受理したときは、支給要件を審査し、日常生活用具給付決定通知書（第2号様式）及び日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）又は日常生活用具給付却下決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 給付の対象者は、前項の給付券を受けたときは、日常生活

用具給付決定通知書に記載する町長の指定する用具取扱業者に当該給付券を提出して用具を受領しなければならない。

- 3 別表1中、排泄管理支援用具（収尿器を除く）については、6月分以内の額を給付券1枚に記載して給付する。
- 4 別表1中、排泄管理支援用具（収尿器を除く）については、申請日の属する月以後6月分を上限として一括して給付申請することができる。ただし、この場合において、申請日の属する年度を超える月分については、当該年度において申請することができないものとする。
- 5 この要綱に基づいて既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請は、前回の給付決定日から起算して別表1及び別表2に定める当該用具に係る耐用年数を経過していない場合は、給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に当該用具が修理不能となり使用できなくなった場合は、この限りではない。

（自己負担金）

第5条 前条の規定により用具の給付を受けた者は、費用の1割を負担しなければならない。ただし、次の各号に掲げる所得に応じて当該各号に定める月額上限負担額を設けるものとする。

(1) 生活保護世帯 0円

(2) 低所得1世帯（町民税非課税世帯かつ収入80万円以下） 0円

(3) 低所得2世帯（町民税非課税世帯かつ収入80万円以上） 0円

(4) 一般世帯（上記以外） 37、200円

2 費用が別表1及び別表2の基準額を超えた場合は、超えた金額を全額自己負担とする。

3 同条第1項及び第2項の規定により、自己負担金を負担することとなる場合は、直接用具取扱業者に支払わなければな

らない。

(費用の請求)

第6条 町長は、用具取扱業者に対し、用具を給付対象者に提供した後、用具に要する費用から給付対象者の負担額を控除した後の額を当該用具取扱業者からの請求により、支払うものとする。

2 前項の規定による請求書には、給付対象者の受領印を押印した給付券を添付しなければならない。

(給付の変更)

第7条 対象者は、第4条の規定による給付決定を受けた後に、給付用具等に変更が生じるときは、速やかに町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申し出を受けたときは、日常生活用具給付変更通知書(第5号様式)及び給付券(第4号様式)又は、日常生活用具給付却下決定通知書(第3号様式)により、対象者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。